

「共に学び・育つ」を考えて②

藤田幸廣

根底は医療（医学）モデル

養護学校（特別支援学校）は、1979年以前において義務制（教育）が行われる学校ではなく、重度の障害のある児童は入学できなかった。

1947年に学校教育法が制定され、第71条で特殊教育諸学校の設置目的を「盲学校、聾学校又は養護学校は、夫々盲者、聾者、精神薄弱、肢体不自由、その他心身に故障のある者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定した点にある。重度の障害のある児童は教育を受ける機会が保障されたといえる。しかし、それは分離された教育を受ける機会の保障が確立されただけである。読者の方々はどの様に捉えるだろうか。その教育現状で医療（医学）モデルの流れは改正された現法にも受け継がれている。ここで日本国憲法を視よう。日本国憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とした基本的人権を保障された前提として、第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあり、生存権と国の社会保障的義務を規定する。第26条では、「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」とあり、国民の教育を受ける権利と国の教育義務を規定している。

国民が基本的人権及び社会権として保障されるもので、当然であるが、国がその責務を負うのである。これは教育の欠格条項が内在する新旧教育基本法、学校教育法及び学校教育施行令等などの根拠は、日本国憲法の上記の第3条にある。では、新教育基本法及び教育施行令を良く読んでもらいたい。

（教育の機会均等）

第4条 1・すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2・国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

(入学期日等の通知、学校の指定)

第5条 前文省略

i 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者

ii 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

次回は何処に新旧教育基本法等の欠格条項が内在するのだろうか。

2008年9月 「わだち」 No. 150